



山形県公報

令和8年9月1日（火）
第734号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（村山総合支庁地域健康福祉課）…863  
○同……………（同）…864  
○指定居宅サービス事業者の指定……………（同）…同  
○指定介護予防サービス事業者の指定……………（同）…同  
○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…同  
○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………（同）…865  
○土壤汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定……………（水大気環境課）…同  
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………（県産米戦略推進課）…同  
○地域登録検査機関の登録の更新……………（同）…866  
○県営土地改良事業計画の変更……………（村山総合支庁農村計画課）…869  
○保安林内の皆伐面積の限度……………（森林ノミクス推進課）…870

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県道路交通規則の一部を改正する規則……………872

### 公 告

- 令和8年度後期技能検定の実施……………（雇用・産業人材育成課）…876  
○一般競争入札の公告……………（警 察 本 部）…880

## 告 示

### 山形県告示第632号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                           | 障害児通所支援の<br>種類 | 定 員 | 指定年月日      |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------|----------------|-----|------------|
| 学校法人東谷学園<br><br>天童市干布字奈良沢728番地  | 児 童 発 達 支 援 施 設 edu<br>care ぶらす<br>天童市干布字奈良沢734番<br>地 | 児 童 発 達 支 援    | 10名 | 令和 8. 8. 1 |

**山形県告示第633号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害児通所支援事業者の<br>名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                                 | 障害児通所支援の<br>種類 | 指定年月日      |
|---------------------------------|---------------------------------------------|----------------|------------|
| 学校法人東谷学園<br>天童市干布字奈良沢728番地      | 児童発達支援施設 edu care ぷら<br>す<br>天童市干布字奈良沢734番地 | 保育所等訪問支援       | 令和 8. 8. 1 |

**山形県告示第634号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類  | 指定年月日      |
|------------------------|---------------------------|----------|------------|
| 株式会社介護の太助              | 介護の太助 天童店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 福祉用具貸与   | 令和 8. 8. 1 |
| 株式会社介護の太助              | 介護の太助 天童店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 特定福祉用具販売 | 同          |

**山形県告示第635号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地               | サービスの種類      | 指定年月日      |
|--------------------------|---------------------------|--------------|------------|
| 株式会社介護の太助                | 介護の太助 天童店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 介護予防福祉用具貸与   | 令和 8. 8. 1 |
| 株式会社介護の太助                | 介護の太助 天童店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 特定介護予防福祉用具販売 | 同          |

**山形県告示第636号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定居宅サービス事業者の<br>名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類 | 廃止年月日       |
|------------------------|------------------------------------------|---------|-------------|
| 株式会社多田木工製作所            | 株式会社多田木工製作所ホームバリュー<br>本店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 福祉用具貸与  | 令和 8. 7. 31 |

|             |                                          |          |   |
|-------------|------------------------------------------|----------|---|
| 株式会社多田木工製作所 | 株式会社多田木工製作所ホームバリュー<br>本店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 特定福祉用具販売 | 同 |
|-------------|------------------------------------------|----------|---|

**山形県告示第637号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護予防サービス事業者<br>の名称又は氏名 | 事業所の名称及び所在地                              | サービスの種類          | 廃止年月日       |
|--------------------------|------------------------------------------|------------------|-------------|
| 株式会社多田木工製作所              | 株式会社多田木工製作所ホームバリュー<br>本店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 介護予防福祉用具<br>貸与   | 令和 8. 7. 31 |
| 株式会社多田木工製作所              | 株式会社多田木工製作所ホームバリュー<br>本店<br>天童市糠塚二丁目1番1号 | 特定介護予防福祉<br>用具販売 | 同           |

**山形県告示第638号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 指定する区域**

東根市の行政区域のうち、次の図に示す区域（次の図は省略し、その図書を環境エネルギー部水大気環境課及び村山総合支庁保健福祉環境部環境課において縦覧に供する。）

**2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項に規定する基準に適合していない特定有害物質の種類**

六価クロム化合物

**山形県告示第639号**

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

**1 （1）届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地**

余目町農業協同組合

代表理事組合長 佐藤 一彦

東田川郡庄内町余目字三人谷地172番地

**（2）届出の内容**

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |       |                | 変更年月日    |
|---------------------------|-------|----------------|----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後 | 備 考            |          |
| 佐藤 英樹<br>玄米、小麦、大麦、大豆      | 同 左   | 国内産農産<br>物に限る。 | 令和8年9月1日 |
| 吉住 徹<br>玄米、大豆             | 同 左   |                |          |

|                   |             |  |  |
|-------------------|-------------|--|--|
| 大滝 吉幸<br>玄米、大豆    | 同 左         |  |  |
| 高橋 航<br>玄米、小麦、大豆  | 同 左         |  |  |
| 川島 功嗣<br>玄米、小麦、大豆 | 同 左         |  |  |
| 小松 栄一郎<br>玄米、大豆   | 同 左         |  |  |
|                   | 佐藤 卓郎<br>玄米 |  |  |

## 2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

有限会社米の里

代表取締役 齋藤 弘之

鶴岡市小中島字赤沼22番地

## (2) 届出の内容

| 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類 |                |            | 変更年月日    |
|---------------------------|----------------|------------|----------|
| 変 更 前                     | 変 更 後          | 備 考        |          |
| 荒田 加代子<br>もみ、玄米           | 同 左            | 国内産農産物に限る。 | 令和8年9月1日 |
| 荒田 祐子<br>もみ、玄米            | 同 左            |            |          |
| 石川 修<br>もみ、玄米             | 同 左            |            |          |
|                           | 斎藤 勝幸<br>もみ、玄米 |            |          |
|                           | 佐藤 純士<br>もみ、玄米 |            |          |
|                           | 釧持 孝樹<br>もみ、玄米 |            |          |

## 山形県告示第640号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

## 1 (1) 登録年月日及び登録番号

平成13年8月31日

6

## (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

金山農業協同組合

代表理事組合長 岸 新也

最上郡金山町大字金山456番地30

## (3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産玄米 国内産大豆 国内産そば

## (4) 登録の区分

品位等検査

## (5) 農産物検査を行う区域

山形県

## (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名    | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考         |
|-------|----------------|------------|
| 小野正幸  | 玄米、大豆、そば       | 国内産農産物に限る。 |
| 山谷大樹  | 玄米、大豆、そば       |            |
| 五十嵐勝之 | 玄米、大豆、そば       |            |
| 長倉潤   | 玄米、大豆、そば       |            |
| 加藤司   | 玄米、大豆、そば       |            |

## 2 (1) 登録年月日及び登録番号

平成13年8月31日

7

## (2) 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

山形おきたま農業協同組合

代表理事組合長 本間 仁一

東置賜郡川西町大字上小松978番地1

## (3) 農産物検査を行う農産物の種類

国内産もみ 国内産玄米 国内産小麦 国内産大豆 国内産そば

## (4) 登録の区分

品位等検査

## (5) 農産物検査を行う区域

山形県

## (6) 農産物検査員の氏名及び農産物検査を行う農産物の種類

| 氏名     | 農産物検査を行う農産物の種類 | 備考         |
|--------|----------------|------------|
| 加藤文一   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば | 国内産農産物に限る。 |
| 佐藤智浩   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |
| 平林章    | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |
| 青木豊志   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |
| 寒河江喜久夫 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |
| 田苗政一郎  | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |
| 遠藤隆則   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |
| 竹田栄司   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |
| 佐藤幸夫   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |            |

|         |                |
|---------|----------------|
| 金 子 寛 和 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 伊 藤 繁 明 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 登 坂 幸 治 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 小 林 周 一 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 佐々木 勝 幸 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 高 橋 政 勝 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 菅 原 利 浩 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 佐々木 泰 司 | 玄米、小麦、大豆、そば    |
| 近 野 信 浩 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 金 子 浩 子 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 桑 原 健太郎 | もみ、玄米、大豆、そば    |
| 本 間 忠 司 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 高 橋 勝   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 栗 田 俊 明 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 齋 藤 達 也 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 辻 浩 明   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 長谷部 克 広 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 新 野 克 行 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 平 圭一郎   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 富 樫 啓 貴 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 横 山 康 彦 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 高 橋 弘 之 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 児 玉 直 樹 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 齋 藤 佑 輔 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |

|         |                |
|---------|----------------|
| 柏 倉 義 弘 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 横 山 汐佑希 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 渡 部 貴 史 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 石 川 拓   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 鈴 木 崇 史 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 渡 部 桂 一 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 小 関 勝 彦 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 渡 辺 賢 一 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 阿 部 美智彦 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 五十嵐 慎   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 高 橋 雅 和 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 鈴 木 祥 人 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 本 田 淳 哉 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 佐 藤 駿   | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 上 田 伸 治 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 赤 木 駿 哉 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 藤 崎 仁 人 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 安 部 奈 緒 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 奥 村 愛 士 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |
| 長 沼 洋 明 | もみ、玄米、小麦、大豆、そば |

山形県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条1項の規定により定めた県営徳良池地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
- 県営徳良池地区土地改良事業（農村地域防災減災事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所

尾花沢市役所

## 3 縦覧に供する期間

令和8年9月8日から同年10月9日まで

## 4 その他

- (1) この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
- (2) この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この変更（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起することができない。

## 山形県告示第642号

令和8年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の規定による許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりである。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 森林法施行令第4条の2第4項に規定する同一の単位とされる保安林 |         |   |                   |  | 皆伐面積の限度 |
|---------------------------------|---------|---|-------------------|--|---------|
|                                 |         |   |                   |  | ヘクタール   |
| 日                               | 向       | 川 | 水 源 か ん 養 保 安 林   |  | 306.13  |
| 相                               | 沢       | 川 | 同                 |  | 117.69  |
| 田                               |         | 川 | 同                 |  | 534.25  |
| 五 十 川                           | ～ 鼠 ヶ 関 | 川 | 同                 |  | 79.10   |
| 鮭                               |         | 川 | 同                 |  | 601.20  |
| 小                               | 国       | 川 | 同                 |  | 274.66  |
| 銅 山 川                           | ～ 角     | 川 | 同                 |  | 399.71  |
| 北                               | 村       | 山 | 同                 |  | 483.06  |
| 寒                               | 河 江     | 川 | 同                 |  | 224.67  |
| 月 布 川                           | ～ 朝 日   | 川 | 同                 |  | 101.93  |
| 山                               |         | 形 | 同                 |  | 278.06  |
| 白                               |         | 川 | 同                 |  | 398.37  |
| 荒                               |         | 川 | 同                 |  | 342.07  |
| 置                               |         | 賜 | 同                 |  | 515.27  |
| 前                               |         | 川 | 同                 |  | 25.66   |
| 日                               | 向       | 川 | 土 砂 流 出 防 備 保 安 林 |  | 12.04   |
| 相                               | 沢       | 川 | 同                 |  | 17.01   |
| 田                               |         | 川 | 同                 |  | 340.09  |
| 五 十 川                           | ～ 鼠 ヶ 関 | 川 | 同                 |  | 143.90  |
| 鮭                               |         | 川 | 同                 |  | 44.10   |
| 小                               | 国       | 川 | 同                 |  | 42.10   |
| 銅 山 川                           | ～ 角     | 川 | 同                 |  | 32.82   |
| 北                               | 村       | 山 | 同                 |  | 415.60  |
| 寒                               | 河 江     | 川 | 同                 |  | 60.04   |
| 月 布 川                           | ～ 朝 日   | 川 | 同                 |  | 44.32   |
| 山                               |         | 形 | 同                 |  | 110.98  |
| 白                               |         | 川 | 同                 |  | 511.66  |

[illegible]

## 公安委員会関係

## 規則

山形県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年9月1日

山形県公安委員会  
委員長 柴田 曜 子

## 山形県公安委員会規則第7号

## 山形県道路交通規則の一部を改正する規則

山形県道路交通規則（昭和49年2月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）にあっては100キロメートル毎時、その他の道路にあっては60キロメートル毎時」を「令第11条及び第27条に定める速度」に改める。

第20条の2の表第18条第2項の部安全運転管理者等の項中「第3条第7号」を「第3条第8号」に改める。

第31条第12項中「施行規則第38条第17項」を「施行規則第38条第18項」に改める。

第32条の2第1項ただし書を削り、同条第5項中「警察本部長及び特定警察署以外の警察署の警察署長を経由して運転経歴証明書再交付申請書を提出する場合」を「同条第1項各号（特定警察署の警察署長を経由して運転経歴証明書再交付申請書を提出する場合は、第4号を除く。）のいずれかに該当する場合」に改め、同条第7項を削り、同条第6項中「別記様式第32号の4による届出書」を「前項の運転経歴証明書返納届」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 施行規則第30条の12第2項の運転経歴証明書返納届は、別記様式第32号の4のとおりとする。

別表第1中

運転経歴証明書交付等申請書兼記載事項変更届（別記様式第32号）

を

運転経歴証明書交付等申請書（別記様式第32号の2）

運転経歴証明書交付等申請書兼記載事項変更届（別記様式第32号）

に、

運転経歴証明書返納届（別記様式第32号の4）

を

運転経歴情報記録申請書（別記様式第32号の5）

運転経歴証明書返納届（別記様式第32号の4）

に改める。

別表第2中

一般国道287号

西村山郡河北町谷地字真木142番1から東根市大字蟹  
沢字上縄目1823番2まで

を

一般国道287号

西村山郡河北町谷地字真木142番1から東根市大字蟹  
沢字上縄目1823番2まで

一般国道287号

西村山郡河北町谷地字嶋181番7から西村山郡河北町  
谷地字真木96番3まで

に、

一般国道287号

東置賜郡川西町大字西大塚字因幡993番4から東置賜  
郡川西町西大塚2281番1まで

|            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| 主要地方道山形天童線 | 天童市大字乱川字下川原1102番16地先から天童市大字乱川字下川原598番 2 まで |
|------------|--------------------------------------------|

を

|            |                                            |
|------------|--------------------------------------------|
| 主要地方道山形天童線 | 天童市大字乱川字下川原1102番16地先から天童市大字乱川字下川原598番 2 まで |
| 主要地方道山形天童線 | 天童市清池東二丁目南1007番 7 から山形市大字漆山字月山堂818番まで      |

に、

|           |                                         |
|-----------|-----------------------------------------|
| 市道立谷川北志田線 | 山形市大字漆山字北志田1784番から山形市大字漆山字二ツ段2111番 5 まで |
|-----------|-----------------------------------------|

を

|           |                                               |
|-----------|-----------------------------------------------|
| 市道立谷川北志田線 | 山形市大字漆山字北志田1784番から山形市大字漆山字二ツ段2111番 5 まで       |
| 市道立谷川北志田線 | 山形市大字漆山字一ノ坪2290番 1 地先から山形市大字漆山字北志田3385番10地先まで |

に改める。

別記様式第27号の 2 の 2 中

|                          |                    |
|--------------------------|--------------------|
| (フリガナ)<br>氏 名<br>生 年 月 日 | 男・女<br>年 月 日生 ( 歳) |
|--------------------------|--------------------|

を

|                          |             |
|--------------------------|-------------|
| (フリガナ)<br>氏 名<br>生 年 月 日 | 年 月 日生 ( 歳) |
|--------------------------|-------------|

に改める。

別記様式第28号中

|      |  |    |     |
|------|--|----|-----|
| フリガナ |  | 性別 | 男・女 |
| 氏名   |  |    |     |

を

|      |  |
|------|--|
| フリガナ |  |
| 氏名   |  |

に改める。

別記様式第29号の 2 中

|         |   |                    |
|---------|---|--------------------|
| 氏名・生年月日 | を | (フリガナ)<br>氏 名・生年月日 |
|---------|---|--------------------|

に改める。

別記様式第30号中

|     |  |      |             |    |
|-----|--|------|-------------|----|
| 氏 名 |  | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) | 性別 |
|-----|--|------|-------------|----|

を

|               |  |      |             |
|---------------|--|------|-------------|
| (フリガナ)<br>氏 名 |  | 生年月日 | 年 月 日生 ( 歳) |
|---------------|--|------|-------------|

に改める。

別記様式第30号の2中 「氏 名」 を 「<sup>（フリガナ）</sup>氏 名」 に改める。

別記様式第31号の4中 「氏名・生年月日」 を 「<sup>（フリガナ）</sup>氏 名・生年月日」 に改める。

別記様式第31号の5から別記様式第31号の8まで及び別記様式第31号の10中 「氏 名」 を  
「<sup>（フリガナ）</sup>氏 名」 に改める。

別記様式第32号中 「電話番号 1 自宅(携帯) 2 勤務先 性別 男・女」 を

「電話番号 1 自宅(携帯) 2 勤務先」 に、

「記載事項変更欄」 を

|        |     |   |   |        |
|--------|-----|---|---|--------|
| フリガナ   |     |   |   |        |
| 変更後の氏名 |     |   |   |        |
| 変更後の住所 | 〒 — |   |   |        |
| 生年月日   | 年   | 月 | 日 | 性別 男・女 |

「記載事項変更欄」 に改める。

|        |     |   |   |  |
|--------|-----|---|---|--|
| フリガナ   |     |   |   |  |
| 変更後の氏名 |     |   |   |  |
| 変更後の住所 | 〒 — |   |   |  |
| 生年月日   | 年   | 月 | 日 |  |

別記様式第32号の2を次のように改める。

別記様式第32号の2 削除

別記様式第32号の2の2及び別記様式第32号の3中

「電話番号 1 自宅(携帯) 2 勤務先 性別 男・女」 を

「電話番号 1 自宅(携帯) 2 勤務先」 に、

|         |        |         |   |   |        |
|---------|--------|---------|---|---|--------|
| 記載事項変更欄 | フリガナ   |         |   |   |        |
|         | 変更後の氏名 |         |   |   |        |
|         | 変更後の住所 | 〒 _____ |   |   |        |
|         | 生年月日   | 年       | 月 | 日 | 性別 男・女 |

を

|         |        |         |   |   |  |
|---------|--------|---------|---|---|--|
| 記載事項変更欄 | フリガナ   |         |   |   |  |
|         | 変更後の氏名 |         |   |   |  |
|         | 変更後の住所 | 〒 _____ |   |   |  |
|         | 生年月日   | 年       | 月 | 日 |  |

に改める。

別記様式第32号の 4 中

|      |  |    |     |
|------|--|----|-----|
| フリガナ |  | 性別 | 男・女 |
| 氏名   |  |    |     |

を

|      |  |
|------|--|
| フリガナ |  |
| 氏名   |  |

に改める。

別記様式第32号の 5 を次のように改める。

別記様式第32号の 5 削除

別記様式第32号の 6 中

|      |   |   |   |    |     |
|------|---|---|---|----|-----|
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 | 性別 | 男・女 |
|------|---|---|---|----|-----|

を

|      |   |   |   |
|------|---|---|---|
| 生年月日 | 年 | 月 | 日 |
|------|---|---|---|

に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

## 公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による令和8年度後期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 技能検定の実施職種

#### (1) 特級

| 検 定 職 種           |
|-------------------|
| 鑄 造               |
| 金 属 熱 処 理         |
| 機 械 加 工           |
| 非 接 触 除 去 加 工     |
| 金 型 製 作           |
| 金 属 プ レ ス 加 工     |
| 工 場 板 金           |
| め っ き             |
| 仕 上 げ             |
| 機 械 検 査           |
| ダ イ カ ス ト         |
| 電 子 機 器 組 立 て     |
| 電 気 機 器 組 立 て     |
| 半 導 体 製 品 製 造     |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造 |
| 自 動 販 売 機 調 整     |
| 光 学 機 器 製 造       |
| 内 燃 機 関 組 立 て     |

|   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 空 | 気 | 圧 | 装 | 置 | 組 | 立 | て |
| 油 | 圧 | 装 | 置 | 調 | 整 |   |   |
| 建 | 設 | 機 | 械 | 整 | 備 |   |   |
| 婦 | 人 | 子 | 供 | 服 | 製 | 造 |   |
| 紳 | 士 | 服 | 製 | 造 |   |   |   |
| プ | ラ | ス | チ | ッ | ク | 成 | 形 |
| パ | ン | 製 | 造 |   |   |   |   |

(2) 1級及び2級

| 検 定 職 種             | 検 定 作 業                 |
|---------------------|-------------------------|
| さ く 井               | ロータリー式さく井工事作業           |
| 金 型 製 作             | プラスチック成形用金型製作作業         |
| 工 場 板 金             | 機 械 板 金 作 業             |
|                     | 数値制御タレットパンチプレス板金作業      |
| 機 械 検 査             | 機 械 検 査 作 業             |
| シ ー ケ ン ス 制 御       | シ ー ケ ン ス 制 御 作 業       |
| 半 導 体 製 品 製 造       | 集 積 回 路 チ ッ プ 製 造 作 業   |
|                     | 集 積 回 路 組 立 て 作 業       |
| プ リ ン ト 配 線 板 製 造   | プ リ ン ト 配 線 板 製 造 作 業   |
| 光 学 機 器 製 造         | 光 学 機 器 組 立 て 作 業       |
| 空 気 圧 装 置 組 立 て     | 空 気 圧 装 置 組 立 て 作 業     |
| 油 圧 装 置 調 整         | 油 圧 装 置 調 整 作 業         |
| 農 業 機 械 整 備         | 農 業 機 械 整 備 作 業         |
| 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 | 冷 凍 空 気 調 和 機 器 施 工 作 業 |
| 婦 人 子 供 服 製 造       | 婦 人 子 供 既 製 服 縫 製 作 業   |

|                                |                                             |
|--------------------------------|---------------------------------------------|
| プ リ プ レ ス                      | D T P 作 業                                   |
| 建 築 大 工                        | 大 工 工 事 作 業                                 |
| か わ ら ぶ き                      | か わ ら ぶ き 作 業                               |
| 配 管                            | 建 築 配 管 作 業                                 |
| <small>ちゅう</small> 厨 房 設 備 施 工 | 厨 房 設 備 施 工 作 業                             |
| 型 枠 施 工                        | 型 枠 工 事 作 業                                 |
| 鉄 筋 施 工                        | 鉄 筋 施 工 図 作 成 作 業                           |
|                                | 鉄 筋 組 立 て 作 業                               |
| コ ン ク リ ー ト 圧 送 施 工            | コ ン ク リ ー ト 圧 送 工 事 作 業                     |
| 防 水 施 工                        | 塩 化 ビ ニ ル 系 シ ー ト 防 水 工 事 作 業               |
|                                | 改 質 ア ス フ ァ ル ト シ ー ト ト ー チ 工 法 防 水 工 事 作 業 |
| 樹 脂 接 着 剤 注 入 施 工              | 樹 脂 接 着 剤 注 入 工 事 作 業                       |
| カ ー テ ン ウ ォ ー ル 施 工            | 金 属 製 カ ー テ ン ウ ォ ー ル 工 事 作 業               |
| ガ ラ ス 施 工                      | ガ ラ ス 工 事 作 業                               |
| 機 械 ・ プ ラ ン ト 製 図              | 機 械 製 図 C A D 作 業                           |
| 電 気 製 図                        | 配 電 盤 ・ 制 御 盤 製 図 作 業                       |
| 金 属 材 料 試 験                    | 組 織 試 験 作 業                                 |
| 塗 装                            | 鋼 橋 塗 装 作 業                                 |
| 広 告 美 術 仕 上 げ                  | 広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業                   |

(3) 3級

|               |                   |
|---------------|-------------------|
| 検 定 職 種       | 検 定 作 業           |
| 機 械 加 工       | 普 通 旋 盤 作 業       |
| 機 械 検 査       | 機 械 検 査 作 業       |
| 電 子 機 器 組 立 て | 電 子 機 器 組 立 て 作 業 |

|                |                     |
|----------------|---------------------|
| シーケンス制御        | シーケンス制御作業           |
| 冷凍空気調和機器施工     | 冷凍空気調和機器施工作業        |
| 家具製作           | 家具手加工作業             |
| 建築大工           | 大工工事作業              |
| 型枠施工           | 型枠工事作業              |
| テクニカルイラストレーション | テクニカルイラストレーションCAD作業 |
| 機械・プラント製図      | 機械製図CAD作業           |
| 電気製図           | 配電盤・制御盤製図作業         |

## (4) 単一等級

|         |              |
|---------|--------------|
| 検 定 職 種 | 検 定 作 業      |
| バルコニー施工 | 金属製バルコニー工事作業 |

## 2 技能検定試験手数料

## (1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

## (2) 学科試験手数料 3,100円

## 3 技能検定の期日及び場所

| 区 分     | 期 日                                                                                       | 場 所                |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 実 技 試 験 | 令和8年12月4日（金）から令和9年2月14日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日                                       | 山形県職業能力開発協会が指定する場所 |
| 学 科 試 験 | 令和9年1月24日（日）<br>1級及び2級<br>機械検査、シーケンス制御、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工、金属材料試験<br>3級<br>シーケンス制御、型枠施工 |                    |

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和9年1月31日（日）<br>特級<br>鋳造、金属熱処理、機械加工、非接触除去加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造<br>1級及び2級<br>さく井、金型製作、工場板金、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、厨房設備施工、防水施工、カーテンウォール施工、機械・プラント製図<br>3級<br>冷凍空気調和機器施工、家具製作、機械・プラント製図<br>単一等級<br>バルコニー施工 |
| 令和9年2月7日（日）<br>1級及び2級<br>半導体製品製造、プリント配線板製造、光学機器製造、空気圧装置組立て、プリプレス、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工、電気製図、塗装、広告美術仕上げ<br>3級<br>機械加工、機械検査、電子機器組立て、建築大工、テクニカルイラストレーション、電気製図                                                                                                                                                               |

#### 4 受検手続

技能検定受検申請書を令和8年10月5日（月）から同月16日（金）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

#### 5 その他

詳細については、産業労働部雇用・産業人材育成課（電話番号023(630)2388）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和8年9月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）
- (2) 日時 令和8年10月22日（木） 午後2時

#### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量  
ガスクロマトグラフ質量分析装置の賃貸借及び保守サービス 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和16年1月31日までとする。ただし、契約締結の日から令和9年1月31日までは、賃貸借の準備期間とするもので、当該準備に係る費用を受注者負担とし、賃貸借期間は、令和9年2月1日から令和16年1月31日までとする。

- (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格
- 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和8年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和8年1月30日付け県公報675号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。
- イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等  
山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係  
電話番号023(626)0110
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係で交付するほか、山形県のホームページ（<https://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額（契約期間における総額）の100分の10に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額）以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 2の(5)による入札価格が規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を令和8年9月29日（火）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審

査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和8年9月15日（火）午後4時までに山形県警察本部刑事部刑事企画課総括係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。

- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (6) 詳細については入札説明書による。

#### 10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of Gas Chromatograph-Mass Spectrometer: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 2:00 P.M. October 22, 2026
- (3) Contact point for the notice: Investigative Planning Section, Criminal Investigation Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023(626)0110